

情 個 審 答 申 第 4 号
平成22年 9月29日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成22年4月28日付け駅整発第383号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

まちづくり交付金のモニタリング時の意見書における文書等の開示請求に伴う請求
拒否決定に対する異議申立てについて

- | | |
|--------|---|
| 文書等の件名 | 1 実施機関がまちづくり交付金のモニタリング時の意見における、対応できる部分とは、具体的にできる部分の、そこだけがわかる部分の資料 |
| | 2 意見等提出者に連絡もせず、無視の市政を続けている根拠となる業務規則等、まちづくり理念等のそこだけがわかる資料 |

[諮問第3号]

別 紙

諮問第3号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、モニタリング時の意見書における「本来は個別の回答は行わないところですが、できれば担当課といたしましても、対応できる部分につきましては個別に対応する」に関し、対応できる部分とは、具体的にできる部分の、そこだけかわかる部分の資料等及び「基本的に回答は本人にはしません」とか、平成21年11月6日開催の評価委員会議長からの使命を三ヶ月も放置し、この意見等提出者に連絡もせず、無視の市政を続けている根拠となる業務規則等、まちづくり理念等のそこだけかわかる資料等（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定（不存在）を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1)本件文書の存否について

まちづくり交付金モニタリングの意見を求めている紙面、都市再生整備計画の整備方針等、中間年における指標達成状況、「熊本駅周辺地区（H18～22）」まちづくり交付金事業一覧の資料も添付し、この紙面について主に意見提言を述べていることを示唆しているにも拘らず、評価委員会議長は、内容が個別的であるとして審議拒否している。

まちづくり交付金モニタリング資料に則って的確に捕らえ、現状の問題点等を記述したにも拘らず、審議拒否、責務回避、行為は不可解であり、何らかの根拠が当然存在する筈である。

議長の審議拒否に対して何の異議も唱えなかった熊本市市政執行職員の職務行為の正当性が認知される。

つまり、他の議事録、審議拒否の法的根拠が「不存在」でなく、「存在」するからこ

そ、この様な「審議拒否」が正当化されている熊本市市政運営があるので、「不存在」を取り消して、「存在、提示」して戴きたい。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書の存否について

「対応できる部分とは、具体的にできる部分の、そこだけがわかる部分の資料等」については、開示請求時点でまとめた資料は無かったために文書不存在としたものである。

提出された意見書の内容については、過去にも同請求者から同じ趣旨の情報開示請求がなされており、その都度請求者に対して対応しているところであり、今回の請求者からの意見書についても、第2回まちづくり交付金評価委員会の場において、事業担当部署で個別に対応するように意見をもらったところであり、これを受けて、請求者から提出された意見書について整理し、「まちづくり交付金モニタリング意見書（回答）」を特定記録郵便にて回答している。

無視の市政を続けている根拠となる業務規則等、まちづくり理念等のそこだけがわかる資料等については、国の定めたまちづくり交付金評価の手引き（平成20年度版）第4部モニタリングの進め方によると、「モニタリング原案」を作成し、適宜、住民へ公表することが望ましい。公表の方法は、事後評価に準じた公表方法を推奨する。

また、寄せられた意見等については、まちづくり交付金評価委員会による審議の際に提出することとなっている。

これを受けて、公表期間中に寄せられた意見を添えて、熊本市まちづくり交付金評価委員会の審議に付したものである。

提出された意見に対して個別回答をしないでいい旨の根拠は、国の運用によるものであり、明文化されたものは存在しないため、文書不存在としたものである。

今回提出された意見については、熊本市のまちづくり交付金評価委員会運営要綱における所掌事務の何れにも該当しないため、まちづくり交付金評価委員会の場において、事業担当部署で個別に対応するように意見をもらい、同様にまちづくり交付金モニタリング意見書（回答）」を特定記録郵便にて回答しているところである。

5 審議会の判断

(1) 本件文書について

開示請求書及び異議申立書からすると、本件文書は、次のとおりである。

ア 実施機関がまちづくり交付金のモニタリング時の意見における、対応できる部分とは、具体的にできる部分の、そこだけがわかる部分の資料等の文書

イ 意見等提出者に連絡もせず、無視の市政を続けている根拠となる業務規則等、まちづくり理念等のそこだけがわかる資料等の文書

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会においては、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

(3) 本件文書の存否について

① アの文書について

実施機関の対応について、対応できるかどうかについては実施機関の個別の判断によるものであるので、まちづくり交付金評価委員会あるいはそれを取りまとめる実施機関において、それに対する文書が全く無いということについては、十分に合理性を認めることができる。

② イの文書について

まちづくり交付金事業（熊本駅周辺地区）モニタリング時の意見募集時には、意見の取り扱いについて、個別回答はしないという約束で提出してもらうものであり、返事をしないということは、募集のときに明示していることでもあり、そのことで返事をしないことについて、それ以上の資料がないということについて十分に合理性を認めることができる。

よって、本件文書はいずれも存在しないと認められる。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江 藤 孝
会	長職務代理者	荒 木 昭次郎
委	員	大 江 正 昭
委	員	高 木 絹 子
委	員	馬 場 啓

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成21年 4月28日	熊本市長から諮問を受けた。
平成22年 5月17日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成22年 6月10日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成22年 6月25日	諮問の審議を行った。
平成22年 8月 6日	諮問の審議を行った。
平成22年 9月29日	答申（案）の審議を行った。